

#### (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下

「法」という。)、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項並びに下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

「法」という。)、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項並びに下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日から施行する。